別紙１　施設の基本性能等

大項目	中項目	小項目		建物及び外部空間の要求水準			特記事項
				要求水準分類種類	建物（庁舎）（車庫）	外部空間	
					分類	分類	
社会性	地域性	地域性		Ⅰ・Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	景観性	景観性		Ⅰ・Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命		○・－	○	○	
		適正使用・適正処理		○・－	○	○	建設副産物の利活用について、徳島県が定める基準等に基づく
		ｴｺﾏﾃﾘｱﾙ		○・－	○	○	徳島県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する指針等に基づく
		省エネルギー・省資源		○・－	○	○	「徳島県建築物のエネルギー消費性能向上計画認定等に関する制度要綱」の基づく他、下記による。 ・自然エネルギー（太陽光等）の有効活用を検討 ・雨水、井戸水利用の検討 ・給湯システムの比較検討
	周辺環境保全性	地域生態系保全		○・－	○	○	
		周辺環境配慮		○・－	○	○	音、光について周辺環境に十分配慮
安全性	防災性	耐震	構造体	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	Ⅰ		
			建築非構造部材	Ａ・Ｂ	Ａ	Ａ	
			建築設備	甲・乙	甲	甲	・自家発電設備の設置（１週間連続運転可能、72時間分の燃料貯蔵タンク） ・上水受水槽（４日分）及び雑用水受水槽（４日分）の設置
		対浸水		Ⅰ・Ⅱ・－	Ⅰ	Ⅰ	緊急防災・減災事業債の適用基準に対応する敷地の嵩上げによる浸水対策の実施及び建物については止水板の設置について検討
		対津波		○・－	○	○	災害応急対策活動を行う機関として、第３編第１章⑶も該当
		対火災	火災時の避難安全性確保	Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	不特定かつ多数の人が利用する施設（Ⅰ類）に該当
		耐風	構造体	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	Ⅰ		
			建築非構造部材	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	
			建築設備	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	
		耐雪・耐寒	構造体	○・－	－		
			外部空間、建築及び建築設備	○・－	○	○	
		対落雷		Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	Ⅰ		停止が許されない重要な通信・情報処理装置が設置される施設等（Ⅰ類）に該当
		常時荷重		○・－	○	○	大型車両の移動を考慮
	機能維持性	機能維持性		Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	
	防犯性	防犯性		○・－	○	○	・庁舎外部に防犯カメラ及び立入センサー ・一括施錠可能な電子錠（外部に面する扉及び来庁者動線と生活スペースを区画する扉に設置） ・赤外線センサー（車庫シャッター部分）
機能性	利便性	移動		○・－	○	○	・特に出動動線と来庁者（車両）の動線の交差に留意 ・歩行者等に出動を知らせるブザー付回転灯（カーブミラー） ・掲示板等 ・接道（県道平島国府線）へのゼブラゾーン塗色
		操作		○・－	○	○	
	ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝ	ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝ		○・－	○	○	「とくしまユニバーサルデザイン基本指針」に基づく
	室内環境性	衛生環境		○・－	○		
		振動	風	○・－	－		
	情報化対応	情報化対応	情報交流機能	Ⅰ・Ⅱ・－	－	－	
経済性	耐用性	耐久性	構造体	○・－	○		
			建築非構造部材	○・－	○	○	
			建築設備	○・－	○	○	
		ﾌﾚｷｼﾋﾞﾘﾃｨ		Ⅰ・Ⅱ	Ⅱ		
	保全性	作業性		○・－	○	○	
		更新性		○・－	○	○	

凡例：「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の分類を示す。
「○」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の「適用」を示し、「－」は、「適用外」を示す。

別紙２　室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性							基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（m）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項 ［配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備］
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応						
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能						
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
庁舎棟	消防本部	消防長室	執務・応接室として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅲ	24.0	適宜	2.6 以上	1	2	・執務机、８名程度の応接が可能な家具類、キャビネットを整備。 ・本部事務室に隣接配置。
		本部事務室	執務・来庁者の対応として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅱ	86.0	適宜	2.6 以上	16	2	・自然採光を積極的に取り入れ、照明負荷の削減に考慮。 ・床はフリーアクセスフロア。 ・１６名程度が執務に必要とする机、キャビネット、書架、カウンター、相談スペース等を配置。 ・事務室と出動準備室を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置。 ・部署ごとに配列するレイアウトや将来的な職員増も考慮した面積を確保。
		災害対策室 兼消防団研修室	・消防団、住民向け講習会等に使用 ・受援時の災害対策室として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅱ	180.0	適宜	2.6 以上	80	3	・消防団の研修や防災教育の普及促進、普通救命救急の講習会等の開催など、様々な目的で使用。 ・約８０名程度が利用できるスペースを確保。 ・スクリーン利用を考慮して、カーテンは遮光性のものとする。 ・放送設備、ホワイトボード、常設スクリーン及びプロジェクターを設置。 ・移動間仕切で中室に分けられる構造とする。 ・受援時の災害対策室としても活用するため、停電に左右されない電話回線、インターネット接続できる環境を整備。 ・会議用椅子、机等の備品を収納できる収納庫を配置。 ・将来的な通信配線、電気配線のための管路を設置。
		ＯＡ室	サーバー等保守管理が必要な機器を集約	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	○	―	Ⅱ	6.0	適宜	適宜	―	2階以上	・浸水を考慮した階に配置。 ・停電に影響されないよう非常用電力を供給のこと。 ・換気口を設置。 ・出入口は施錠対応とする。 ・全体工事の中でコスト調整する前提で、床については免振構造のフリーアクセスを検討すること。
	消防署	署長室	執務・応接室として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅲ	12.0	適宜	2.6 以上	1	1	・執務机、４名程度の応接が可能な家具類、キャビネットを配置。 ・署事務室に隣接配置。
		署事務室	執務・来庁者の対応として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅱ	95.0	適宜	2.6 以上	32	1	・自然採光を積極的に取り入れ、照明負荷の削減に考慮。 ・受付室に隣接配置。
	本部・署共有	受付室	来庁者等の受付、案内対応として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅱ	6.0	適宜	2.6 以上	2	1	・職員２名程度が執務可能なスペースを確保。 ・電話、館内放送設備、インターネット環境を整備。 ・署事務室に隣接配置。
		防災室兼会議室	職員の会議、研修に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅱ	72.0	適宜	2.6 以上	40	2	・通信室に隣接し、通信室で得た情報が把握できるよう配置。 ・職員約40名程度が着座で会議できるスペースを確保。 ・会議用椅子、机等の備品を収納できる収納庫を配置。 ・移動間仕切で中室に分けられる構造とする。 ・応援職員の待機・仮眠スペースとして利用。 ・将来的な通信配線、電気配線のための管路を設置。
		相談・ 打合せ室	・調書作成聴取、相談、協議などに使用 ・利用状況により WEB 研修等に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅱ	48.0	適宜	適宜	6	1・2	・各事務室に近接し各２箇所設置。 ・間仕切り壁は、遮音性を有する構造。 ・６名程度の応接が可能な机を配置。 ・少数でのWEB研修等にも利用できるよう整備。

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性											
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応	基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（m）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能						配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
		多目的室	各種訓練等に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	―	40.0	適宜	2.6 以上	10	1	・職員の各種訓練に使用。 ・訓練用資器材が保管できる強固な棚を設置。
		休憩室	職員が休憩に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	―	27.0	適宜	適宜	8	1	・靴を脱いで自由に休憩できるスペースを設置。 ・食堂に隣接して設置。 ・押入れを設置。 ・召集した職員の仮眠スペースとして臨時に使用。
		食堂・ 厨房	職員が、食事及び調理等に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	―	―	―	40.0	適宜	適宜	25	1	・食堂は、一度に２５名程度の職員が食事できるスペースとし、厨房は、２名程度が一度に調理可能とする。 ・食堂内に手洗い器を設置。 ・電子レンジ２台、冷蔵庫３台の置き場を確保し、専用コンセントを設置。 ・食器棚、食品庫は、地震時に転倒しないよう造り付け仕様を考慮。扉は安易に開放しないようロック機能付きとする。 ・食堂は、消防本部及び消防署の各職員用を設置。
		通信室	専用電話や一般回線の受理及び出動指令並びに無線通信に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅱ	18.0	適宜	2.6 以上	3	2	・２階に配置し、床は、全体工事の中でコスト調整する前提で、免振構造のフリーアクセスフロアを検討すること。 ・専用電話、緊急通報、一般電話の受理、出動指令、消防団召集など災害発生時の通信対応を行う。 ・出動準備室、防災室及び災害対策室に情報を送信できる設備を整備。 ・停電に左右されないよう電力供給を確保。 ・通信室内に便所（洋式）１個を配置。 ・各種発電装置の発電量、風向計などの計測値がモニターで確認可能とする。 ・防犯モニター及び高所カメラ映像がモニター可能とする。 ・館内放送設備を設置。 ・適所の防犯モニター及び玄関インターホンに対応できる設備を整備。 ・必要な箇所の施錠が一括管理可能とする。 ・敷地センサーは音で覚知可能とする。 ・各仮眠室と直接連絡可能なインターホンを設置。
		通信機械室	通信設備等の機械室として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	―	―	―	8.0	適宜	適宜	―	2	・消防、救急無線、電話交換機等の機器を設置するための室として使用。 ・床は強度を考慮したフリーアクセスフロアを設置。 ・通信室に隣接し、大型機器の入れ替えが可能な扉を設置。 ・通信室からの出入りを可能とする。 ・停電に左右されないよう電力供給を確保。
		トレーニング室	職員の体力錬成に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	―	―	―	30.0	適宜	適宜	5	1	・消防職員が災害活動に従事するうえで必要な体力及び技術を鍛錬、向上させるための訓練やトレーニングを実施できる機能を有するものとする。 ・訓練、トレーニングにおいて、容易に破損しない内装とし、床面の強度及び弾力性を考慮。

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性											
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応	基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（m）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項 ［配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備］
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能						
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
		男性用仮眠室	男性職員の仮眠室とし、各個人の貸与品、衣類の収納に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	―	153.6	適宜	適宜	16	2	・男性仮眠室は２階に配置。 ・専用個室を設置。 ・出動準備室に通じる動線は、安全かつ容易に短時間で到達できる位置に配置。 ・遮音性に優れ、窓等開口部には遮光カーテンを設置。 ・個室に個別のエアコンを設置。 ・仮眠室は掃出し窓とし、テラスに面し採光に配慮。 ・仮眠室内に、施錠式個人ロッカー３個、布団収納スペース３個を配置。 ・ベット下は、収納スペースを設ける仕様とする。 ・扉は、開閉時に音がしないものとする。 ・床は、歩行時騒音の少ない材質の仕様とする。 ・各仮眠室と通信室又は受付から直接連絡可能なインターホンを設置。 ・仮眠室は、便所、洗濯、乾燥、脱衣室、浴室、洗面所を含む配置、又は、直接出入りが可能な配置とする。
		女性用仮眠室	女性職員の仮眠室とし、各個人の貸与品、衣類の収納に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	―	18.8	適宜	適宜	2	3	・女性仮眠室は３階に配置。 ・専用個室を設置。 ・出動準備室に通じる動線は、安全かつ容易に短時間で到達できる位置に配置。 ・遮音性に優れ、窓等開口部には遮光カーテンを設置。 ・個室に個別のエアコンを設置。 ・女性用専用スペース内に設置。 ・仮眠室は掃出し窓とし、テラスに面し採光に配慮。 ・仮眠室内に、施錠式個人ロッカー３個、布団収納スペース３個を配置。 ・ベット下は、収納スペースを設ける仕様とする。 ・扉は、開閉時に音がしないものとする。 ・床は、歩行時騒音の少ない材質の仕様とする。 ・各仮眠室と通信室又は受付から直接連絡可能なインターホンを設置。 ・女性専用スペースへの出入り口は、暗証番号錠とする。 ・仮眠室は、便所、洗濯、乾燥、脱衣室、浴室、洗面所を含む配置、又は、直接出入りが可能な配置とする。 ・女性職員が使用する、更衣室、便所、浴室、脱衣室、洗面所、洗濯乾燥室仮眠室を専用のスペースとし、一つにまとめて区画。

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性											
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応	基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（m）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項 ［配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備］
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能						
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
		浴室、脱衣室、洗面所、洗濯乾燥室	職員が入浴、洗面及び歯磨き、活動服等の洗濯に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	―	男子50.0 女子24.0	適宜	適宜	男子10・女子1	2・3	各室とも、仮眠室に含む配置、又は、近接するものとし、女性用は、女性専用スペース内に配置。 (1) 浴室、脱衣室 ・男女各専用室を設置。 ・職員が災害出動、訓練等により汚れた体を清潔に保つための機能を有するものとする。 ・男性用は、住宅用ユニットバス１室と住宅用ユニットシャワー１室を、女性用は住宅用ユニットバス１室を設置。 ・湿気等による腐食しない内装とし、耐久性があり、衛生的で清掃のしやすさを考慮。 ・十分な換気が確保できるような設備とする。 ・職員各個の洗面用具等の収納棚を設置。 (2) 洗面所 ・男女各専用室を設置。 ・男性用は、シンクを３層程度とし、女性用は１層程度を設け、同数の水洗を設置。 ・洗面カウンターを設け、コンセントを設置。 ・給湯設備を設置。 (3) 洗濯乾燥室 ・脱衣所内に洗濯室を配置。 ・洗濯パンは男性用２台、女子用１台を設置。 ・洗濯機および乾燥機専用コンセント、アースを設置。
		更衣室	職員の衣類等を保管するとともに出勤及び退庁時に着替えに使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	―	男子12.0 女子3.6	適宜	適宜	男子8・女子2	2・3	・更衣室は、男女それぞれ個別に区画された室を配置。 ・必要職員分の施錠可能なロッカーを配置。 ・女性更衣室は、女性専用スペース内に配置。
		出動準備室	出動に必要な資機材を保管し、防火衣等の着装に使用。	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	Ⅱ	60.0	適宜	適宜	42	1	・防火衣着装時における隊員相互の接触を避けるため広い着装スペースを確保する。 ・庁舎内職員と車庫を結ぶ最短の動線に配置し、オープン型のスポーツロッカー４２個を配置。 ・無線機、出動指令書、ＰＣ等を配置できる棚、机、充電用コンセントを設置。 ・出動指令番地周辺が確認できる大型モニターを設置。 ・出動指令書又はその他の方法で指令を受ける受信設備を設置。
		招集者待機室		Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	○	○	Ⅱ	―	適宜	適宜		2	・防災兼会議室を招集者待機室に使用。
		書庫	永年保存書類、各台帳などを保管	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	50.0	適宜	適宜	―	各階	・ロッカー、可動式の書棚を設置。将来の保管を考慮し、十分な広さを確保。 ・可動式書架を収納できる床の耐荷重を考慮。
		倉庫		Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	30.0	適宜	適宜	―	各階	・各階、数ヶ所設置。 ・配置に際しては、階段下などを含めスペースの有効活用を図ること。
		リネン室		Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	16.0	適宜	適宜	―	1・2	・仮眠室ベットのシーツ、布団カバー等の保管及びシーツ等クリーニング回収箱置き場として使用。

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性											
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応	基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（m）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項 ［配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備］
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能						
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
		給湯室		Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	18.0	適宜	適宜	―	各階	・各階に設置。 ・各事務室に近接し、２階給湯室は仮眠室にも近接する位置に配置。 ・冷蔵庫、電子レンジ用の専用コンセントを設置。
		便所・多機能便所	職員、来庁者が使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	108 （第2玄関利用者用24含む）	適宜	適宜	―	各階 多機能便所は1・3	・人感センサー付き照明とする。 ・トイレは男女個別に各フロアに設置。 ・多機能便所を１階と３階に設置。 ・便器、手洗い器は節水型自動水栓とする。 ・大便器は、全て洋式とし、温水洗浄暖房便座付きとする。 ・小便器は、センサー一体型とする。 ・各階トイレ内には清掃用具収納スペースを設置。 ・職員専用便所は、主に仮眠室近隣のサニタリー区画とする。
		エントランスホール	総合案内・掲示板を設けた庁舎の主要出入口	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	―	―	―	注1	適宜	適宜	―	1	・風除室を設置。 ・受付室に隣接配置。 ・カラー液晶画面付きインターフォンを設置。 ・一括施錠可能とする機能とする。 ・人感センサー付き照明を設置。
		職員用出入口	職員の出入に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	―	適宜	適宜	―	1	・来庁者との動線区分のため設置。 ・人感センサー付き照明を設置。
		廊下・階段・PS・EPS等	署員・来庁者が利用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	注1	適宜	適宜	―	各階	・階段は、職員用、来庁者用に分けます。 ・手摺りや床面の滑り止めを施すなど、安全に配慮します。 ・人感センサー付き照明を取り付けます。
		エレベーター	来庁者及び患者搬送時に利用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	6.0	適宜	適宜	―	各階	・ストレッチャーの収容が可能とし、３階まで移送可能とする。
		受援時厨房	複合用途に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	120.0	適宜	適宜	20	1	・大規模災害発生時の厨房及び生活改善センター員の活動施設として使用。 ・圧力釜、大釜を新規設置し、既存厨房機器の移設設置を行う。 ・小談話室を設ける。
		緊急援助隊用資器庫	緊急援助隊用備品を保管	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	30.0	適宜	適宜	―	1	・物品保管用の耐久性のある棚を設置。棚の寸法は、保管する機材に応じたものとする。 ・車庫棟外部からの搬入口を設け、車両が容易に寄せることができるようにする。
		第２玄関	受援時厨房利用者の出入口	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	注1	適宜	適宜	―	1	・消防側庁舎内とは扉で区画し、通路を設置。 ・利用者用トイレに隣接配置。
	庁舎棟設備関係	電気室	庁舎の受電、変電設備の設置場所として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	注1	適宜	適宜	―	2階以上	・各階幹線ルートは２重化を図り、電力供給における信頼性の向上を図る。 ・各種発電設備のモニターを設置。
		ポンプ室	消防用設備に必要なポンプの設置場所として利用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	9.0	適宜	適宜	―	1	特記事項無し
		ボイラー室	厨房、給湯に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	9.0	適宜	適宜	―	1	特記事項無し

凡例：「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の分類を示す。
「○」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の「適用」を示し、「ー」は、「適用外」を示す。
「注１」は、別紙３、別紙４を参照のこと。

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性											特記事項 配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応	基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（m）	利用人員（人）	配置階（階数）
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能					
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通						
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―					
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類															
車庫棟	消防署	車庫		Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	540.0	適宜	5.0 以上	―	1
		救急除染室	帰署後、汚染された装備や資機材の洗浄・除染に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	18.0	適宜	適宜	―	1

車庫

災害活動で最も重要である消防・救急車両をはじめ、各種装備品や資機材を保管する機能を有するものであり、次の条件を満たすものとする。

・災害活動を安全かつ容易にでき、かつ日常の点検、清掃を行うため、前面道路と車庫との間に１０メートル以上の空地スペースを設ける。
・車庫の有効天井高さは５メートル以上確保する。
・車両出入り口は、閉鎖時でも採光可能で、防犯、防塵、対候性に優れたスタッキングドアとし、車庫内上部を有効活用できるように配慮するとともに、出庫の際に短時間に開放できる仕様とする。
・新庁舎基本計画の別表１に記載の車両等１５台が駐車でき、将来の車両の増加にも対応できるスペースを確保する。
・消防車両と内壁との有効幅員は２メートル程度確保し、出動動線を確保する。
・排気ガスを容易にかつ、効率的に排気できるガラリ、換気装置を設けるものとする。
・床は滑りにくい仕上げとし、適宜水勾配を設ける。
・車庫棟内に、各資機材庫、救急除染室、乾燥室及び洗浄洗濯室を設け、各室のスラブ上は、資材を保管でき、その搬出を容易にできる設備（ホイスト等）を設ける。
・車庫内にキャットウォークを設け、雨天訓練場所として利用するため、手摺りを設け適切な箇所に支点を設ける。
・消防車両が地震等の揺れでぶつかることがない離隔距離を取ること。
・車両の停車位置を明確にするため区画線を引く。
・救急車出庫のドアは、外部からのリモコン操作が可能なものとする。

救急除染室

・救急除染室は、救急活動における搬送者等からの感染防止を図るための機能を有し、併せて救急隊帰所後、最短距離でストレッチャー等を洗浄、消毒できるよう車庫棟内に設置。
・入り口ドアの開閉は、直接手で触れなくても容易に開閉できる設備とし、作業性に配慮した構造とする。
・二層式流し台を設置します。そのうち一層は、深型で手洗い及び血液や汚物等で汚れた資機材を洗浄できるものとし、他の一層は、消毒剤を浸し、消毒できるものとする。下部には感染症廃棄物を収納できる専用の段ボール箱２個を配置できるスペースを確保する。
・洗浄した資機材を滅菌するための前作業を行うため、作業台を設置。
・ストレッチャーを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置。
・ストレッチャー洗浄部分に排水口を設置。
・オゾン水を用いた除染システムを用い資器材、ストレッチャーを除染するためシャワー２口、蛇口２口を設置。
・血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄するための洗濯機を配置するための洗濯パン１台を設置。

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性												
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応	基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（ｍ）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能						配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
		洗浄洗濯室	防火衣・活動服等の洗濯に使用	Ⅳ	Ⅱ		Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―		18.0	適宜	適宜	―	1	・活動服等を洗濯するための洗濯パン２台を設置。 ・防火衣を洗浄するための洗い場を設け、排水口を取り付ける。 ・煤、泥等で汚れた活動服等を着装したまま利用できるシャワーユニット２台を設置。 ・防火衣専用大型洗濯機を設置。 ・乾燥室と隣接配置。
		乾燥室	防火衣・衣類・資器材の乾燥に使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	15.0	適宜	適宜	―	1	・救急除染室、洗浄洗濯室に隣接配置。 ・防火衣を２０着以上干せる耐久性あるものとする。
		救急資器材庫	救急資器材を保管	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	15.0	適宜	適宜	―	1	・救急除染室に隣接配置。 ・換気設備を設けるなど衛生面に最大配慮した構造、内装とする。 ・薬品、その他救命処置用器具が倒落やこれによる漏れが生じることなく施錠保管できるよう配慮する。 ・耐久性のある棚を設置。
		消防資器材庫	消防用資器材（ホース含む）を保管	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	15.0	適宜	適宜	―	1	・物品保管用の耐久性のある棚を設置。棚の寸法は、保管する機材に応じたものとする。
		救助資器材庫	救助資器材（潜水資器材含む）を保管	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	15.0	適宜	適宜	―	1	・物品保管用の耐久性のある棚を設置。棚の寸法は、保管する機材に応じたものとする。
		機械器具庫兼作業室	車両装備品（季節性タイヤ含む）、船外機、作業用工具等の保管庫及び作業室として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	15.0	適宜	適宜	―	1	・物品保管用の耐久性のある棚を設置。棚の寸法は、保管する機材に応じたものとする。 ・200V コンセントを設置。 ・車庫棟外部からの搬入口を設け、車両が容易に寄せることができるようにする。 ・耐久性のある作業台、空気充填用コンプレッサー、溶接機、その他工具類を保管する。 ・空気充填用コンプレッサーから鋼管で車庫内（３箇所程度）に配管し、空気のの取り出し口を設ける。
		喫煙場所	署員が利用	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	9.0	適宜	―	―	―	・受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた、閉鎖型特定屋外喫煙場所を設置する。 ・上記資器材庫スラブ上に配置し、庁舎棟2階からも出入りできるようにする。
		ボンベ保管庫	空気ボンベの保管	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	9.0	適宜	適宜	―	1	・ボンベを収納する耐久性のある棚を設置。 ・現有する移動式呼吸器用高圧エア・コンプレッサー（エンジン仕様）を保管する。
		油庫	ガソリン等の油類を保管	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	6.0	適宜	適宜	―	1	・少量危険物貯蔵取扱所とし、名西消防組合火災予防条例を遵守すること。

※（１）　収納棚や収納庫は、将来の収納物の増加にも対応できるよう計画する。
　（２）　地震等による収納物の落下を防ぐ処置を講ずること。

凡例：「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の分類を示す。
「○」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の「適用」を示し、「―」は、「適用外」を示す。

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性											
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応	基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（ｍ）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能						配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
訓練施設	訓練棟 主塔 （Ａ棟）	消火訓練室他		Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	注2	適宜	適宜	―	―	・原則として高さ１７メートル、塔屋３ｍを確保。 ・訓練棟各階の開口部上部及び要所にアンカーを設置。 ・登はん訓練で使用する壁面は、フレキシブルボード張りとし、補修交換が容易にできる構造とする。 ・壁面に電動ホースリフター付きのホースタワーを付帯する。 ・壁面は、登はん訓練、降下ができる壁とし、はしごを設ける。 ・１階の１面に水圧解錠シャッターを設置。 ・１階に屋内消火栓を設け、訓練棟外部からポンプ車による送水が可能な構造とする。 ・高層階対応訓練用連結送水管及び消火訓練室（防水仕様）を設ける。 ・消火訓練室は、燃焼実験等に使用できる耐熱性に優れた構造とする。 ・２階以上の階の室に、可動式パーティションを設置し、区画設定が可能な施設とする。 ・２階以上の階にベランダ及び開口部を設置し、三連はしご及び鍵付きばしごを利用した訓練が実施できるよう、十分な強度を有した構造とする。 ・開口部上部及び要所にアンカーを設置。 ・立坑訓練用スペースを設ける。 ・各階及び各室には、防水処理及び防かび対策を施す。 ・各室は排水機能を有した床面にし、防火水槽へ貯水できる構造とする。 ・縦坑（マンホール）、横坑訓練用に煙道を設ける。 ・主塔最上階に、無線用機械室を設け、100Vコンセント、非常用コンセント、空配管、換気口を設ける。 ・ヘリコプターの離発着場に支障のない配置とすること。
		無線施設等	無線アンテナ等	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	―	―	―	―		適宜	―	―	屋上	・訓練棟屋上に無線施設等の取付架台を設置する。 ・風力計、雨量計、気温・湿度計など計測機器及び高所カメラの設置場所としても利用する。 ・ヘリコプター離発着場に支障ない高さとする。 ・無線アンテナは、既存のものを移設する。
	訓練棟 副塔 （Ｂ棟）			Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	注2	適宜	適宜	―	―	・原則として高さ７ｍ、塔屋３ｍを確保。 ・屋外階段は滑り止めの措置を講じ、手摺りを設ける。 ・開口部上部及び要所にアンカーを設置。 ・副塔は、庁舎の一部を利用することも可能とする。この場合、次の事項は、庁舎又は主塔に備えることも可能とする。 1)垂直壁、擬石の急斜面のもたれ壁（一部オーバーハング）等から構成する。 2)１階に救助資機材庫を設ける。 3)消防活動の基本、応用訓練と放水訓練ができるスペースを確保。 4)鉄塔、電柱上等多種多様な訓練が実施できる施設とする。

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性											
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応	基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（ｍ）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能						配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
	訓練棟 共通			Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	―	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	注2	適宜	適宜	―	―	・各訓練棟は、全国消防救助技術大会実施要領抜粋(参考資料１）に示す基準に適合すると共に、アンカー等付帯設備を含めて整備する。 ・訓練棟Ａ棟と訓練棟Ｂ棟の間にブリッジ線及び安全ネットを展張できるように設けるとともに、収納スペースも設ける。 ・訓練棟各階の出隅の要所には、欠損防止及びロープ等の損傷防止のため、コーナーガード等の金属製保護材を設け、階段は、すべり止めの措置を講じ、手すりを設ける。 ・救助施設側前面は、訓練に必要な空地を確保する。 ・各訓練の棟屋上部に強固な支点を設ける。 ・照明設備を設ける。
屋外訓練場 放水膜				―	―	―	―	―	Ⅲ	―	―	―	―	―	注2	適宜	―	―	―	・消防団操法訓練が実施できるスペースを確保する。 ・操法訓練の放水的後方には容易に取外し可能な放水膜を設置し、周囲に水が飛散しない構造及び排水溝を設置。 ・張込み救助訓練等が実施可能な適切な場所に強固なアンカーを設ける。 ・照明設備を設ける。

凡例：「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の分類を示す。
「○」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の「適用」を示し、「ー」は、「適用外」を示す。
「注2」は、別紙３、別紙４、別紙５を参照のこと。

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性											
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応					
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能	基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（m）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項 ［配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備］
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ －	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ －	Ⅰ Ⅱ －	○ －	○ －	Ⅰ Ⅱ Ⅲ －						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
付帯施設	庁舎棟屋上	ヘリコプター離発着場	ドクターヘリコプターへの患者収容や大規模災害が発生した際の、緊急消防援助隊の援助を受け入れに使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	－	－	－	－	－	□20m以上	適宜	－	－	屋上	・耐荷重５，０００キログラム以上の離発着場を庁舎屋上に設置し、夜間照明等必要な設備を整備すること。 （オイルトラップ、転落防止用柵及びネット、消火設備、耐荷重及び離発着場の対空表示） ・３階から屋上離発着場へは、ストレッチャーの移動が容易にできるよう屋外スロープを設置。 ・スロープは、すべり止めの措置を講じ、手すりを設置。
	庁舎棟又は車庫棟上部	自家発電機室	非常時の自家用発電設備の設置場所として使用	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	－	Ⅱ	－	－	－	注2	適宜	適宜	－	2階以上	・非常時自家用発電設備の燃料備蓄は３日間分とし、燃料補給を行うことにより１週間の連続運転を可能とする。 ・燃料の種別については、災害時の事業継続を考慮し、コスト及び燃料補給等について考慮すること。 ・配置場所は、車庫棟又は庁舎の上部に配置するなど浸水対策を考慮すること。
		飲料水用貯水槽	災害時の事業継続のため	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	－	－	－	－	－	注2	適宜	－	－	－	・災害時の飲料水確保のため飲料水兼用型貯水槽を設置し、４日分の飲料水を確保する。 ・配置場所は、車庫棟又は庁舎の上部に配置するなど浸水対策を考慮すること。
		太陽光発電装置	省エネルギーの推進	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	適宜	－	－	屋上	・庁舎棟及び車庫棟の屋上に省エネ効率を考慮した設置とする。
		太陽熱温水器	省エネルギーの推進	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	適宜	－	－	屋上	・庁舎棟及び車庫棟の屋上に省エネ効率を考慮した設置とする。
	訓練棟外部	ホースタワー	ホースの乾燥用ハンガーとして使用	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	注2	適宜	－	－	－	・訓練棟Ａ棟壁面に設置。 ・電動のホースリフターを用いたハンガー式を原則とし、一度に３０本程度のホースを吊るすことができる構造とすること。 ・下部にホースを洗浄する洗い場を設置。 ・運転時の騒音やホース乾燥時に風等による影響が発生しにくい構造とすること。 ・長期耐久性のある部材等を使用すること。
	外部	駐輪場	職員・来庁者兼用	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	注2	適宜	－	－	－	・２輪車１０台程度が駐車可能な屋根付き駐輪場（職員用と来客用を兼用。）を設ける。
		職員駐車場	職員・関係者駐車場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	650.0	適宜	－	－	－	・庁舎西側又は北側に配置し、４０台以上の駐車を可能とする。 ・庁舎北側の来庁者用駐車場とは、移動式ポール等で区画する。
		来庁者駐車場	来庁者用駐車場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	注2	適宜	－	－	－	・庁舎東側又は北側に配置し、２０台以上の駐車を可能とする。
		訓練棟訓練スペース		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	注2	適宜	－	－	－	
		防火水槽	消防用水、訓練用水、緊急時の飲料水以外として使用	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	注2	適宜	－	－	－	・４０立方メートル以上の容積を確保し、標識を設ける。 ・車が容易に近づくことができ、訓練及び災害出動動線に配慮した場所に配置する。 ・取水口は、立上げ管と有蓋式とし、蓋の大きさは潜水訓練に利用できる大きさとする。 ・車が容易に近づけることができ訓練及び災害出動動線に配慮した場所に配置する。
		自家用給油取扱所	災害時の事業継続のため	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	－	－	－	－	－	－	－	注2	適宜	－	－	－	・災害時、公用車の燃料を確保するため設置。（ガソリン・軽油）

室等の基本性能等

大項目				安全性				機能性							基準面積（㎡）	計画面積（㎡）	天井高さ（m）	利用人員（人）	配置階（階数）	特記事項 配置上の留意上 室内に確保するスペース 設置する設備
中項目				防災性			防犯性	室内環境						情報化対応						
小項目				耐火災		耐浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動		情報処理機能						
				耐火	初期火災の拡大防止							人の動作及び設備振動	交通							
要求水準分類種類				Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―	Ⅰ Ⅱ ―	○ ―	○ ―	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ―						
区分1	区分2	室名	室の概要	要求水準分類																
		ゴミ置場		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	注2	適宜	―	―	―	・分別したゴミを収容できるごみ集積所（ゴミストッカー）を設ける。 ・収集車が近くまで寄り付ける位置に配置。
		国旗等掲揚塔		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	注2	適宜	―	―	―	・名西消防章旗、国旗の掲揚を行う。
		出動・案内掲示板		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	・緊急出動時に道路通行車両等へ注意喚起及び平時の各種予防啓発を行うため、文字及び音声表示等による表示設備を設置。
		井戸（さく泉）	飲料水用	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	・防火水槽付近及び消防団操法訓練場所付近に設けること。 ・水質、水量等を事前に調査を行うこと。
		消火栓		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	・適切な位置に消火栓を配置すること。
		避雷針		―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	・ヘリコプター離発着場に支障ないものとする。

凡例：「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の分類を示す。
「○」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の「適用」を示し、「―」は、「適用外」を示す。
「注2」は、別紙３、別紙４、別紙５を参照のこと。

庁舎面積想定案　　別紙３

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定

				職員数	換算率	換算職員数	算定面積
a	事務室	消防本部	消防長	1	現状		24
			課長・主幹	5	2.5	12.5	45.375
			（兼）課長・主幹	3	2.5	3.75	12.375
			係長・課長補佐	2	1.8	3.6	13.068
			（兼）係長・課長補佐	4	1.8	3.6	13.068
			一般	2	1	2	7.26
			小計	17	－	25.45	115.146
		消防署（2分隊共用のため1/2）	署長	1			12
			副署長（主幹）	9	2.5	11.25	40.8375
			係長	9	1.8	8.1	29.403
			一般	14	1	7	25.41
			小計	33	－	26.35	107.6505
			3.3 ㎡×換算職員数*1.1(補正)				233.56155
	合計						258.7965

付属面積

b	倉庫	0.13 ×事務室面積	30.3630015
	会議室	100人当たり40㎡	40
	〃	収容人数の算定（予防関係）より	240
	仮眠室(宿直室)	一人まで10㎡　　個室18名	180
	湯沸室	6.5 ㎡×1階、2階	13
	受付	1.65 ㎡×(人数*1/3）若しくは6.5	6.5
	便所・洗面所	0.32 ㎡×職員数＊5箇所	67.2
	食堂	（1.5㎡×25人）＋25㎡（庁舎の標準仕様より）	62.5
	合計		577.0630015

固有業務室面積

C	災害対策室		180
	災害時厨房		120
	休憩室	15畳程度（押入れ含む）	27
	通信室		18
	書庫	15＋15＋20	50
	相談室	3*4×4室	48
	トレーニング室		30
	出動準備室		60
	エレベーター		6
	小計		539
車庫棟内	備品庫	救急関係・警防関係・救助関係・機械関係(@15㎡)	60
	除染室		18
	洗濯室		18
	乾燥室		15
	特定屋外喫煙場所		9
	合計		659

設備関係室

d	ボイラー室			9
	エレベーター機械室			適宜
	電気室			適宜
	合計			9
	玄関・広間・廊下・階段等の交通部分	0.35	×面積(ａ)＋(ｂ)＋（ｃ）	484.3508255
	車庫	起債許可面積より		540

庁舎・車庫棟延面積　　2528.210327

庁舎面積想定案　　別紙４

（起債許可に係る標準面積による算定）

				職員数	換算率	換算職員数	算定面積
a	執務室	消防本部	消防長	1	現状		24
			課長・主幹	5	2.5	12.5	56.25
			係長・課長補佐	2	1.8	3.6	16.2
			一般	3	1	3	13.5
			小計	11	－	－	109.95
		消防署（2分隊共用のため1/2）	署長	1			12
			副署長（主幹）	8	2.5	10	45
			係長	8	1.8	7.2	32.4
			一般	14	1	7	31.5
			小計	31	－	－	120.9
			4.5 ㎡×換算職員数				230.85
b	倉庫		0.13 ×事務室面積				30.0105
c	会議室・便所・洗面所・その他諸室		7 ㎡×全職員数				294
	玄関・広間・廊下・階段等の交通部分		0.4 ×面積(a)＋(b)＋（c）				221.9442
	車庫		50	㎡×自動車数			650
合計							1657.6547

基準以外での必要となる面積

e	災害対策室		180
f	災害時厨房		120
g	仮眠室	9.6㎡×18室	172.8
	相談室		48
	交通部分	0.4 ×面積(e)＋(f)＋(g)	208.32
	備品庫	救急関係・警防関係・救助関係・機械関係(@15㎡)	60
	特有施設	除染室・洗濯室・乾燥室(@15㎡)	45
	書庫		50
	電気室		適宜
	ポンプ室		適宜
	ボイラー室		適宜
	浴室		適宜
	その他		
合計			884.12

庁舎・車庫棟延面積　2541.7747

敷地面積想定案　　別紙５

想定建築面積		1,500
駐車場（４０＋１０）台	2.5m＊５m＊50台	625
訓練棟建築面積＋ 訓練棟間面積	5m□2箇所＋５m*25m	175
操法訓練場	10m＊72m	720
その他スペース	上記合計の20%～30%	610～910
計		3,600～4,000